

(届出概要説明資料)

## 審議案件に関する概要

令和2年7月29日 第3部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	令和2年1月27日
担当部署	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

### 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社 豊月 代表取締役 豊岡 憲治	芦別市南二条東一丁目5番地2

### 2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) フードD 365 見山店 苫小牧市見山町2丁目3-3 ほか	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社 豊月 代表取締役 豊岡 憲治 芦別市南二条東一丁目5番地2	
(3) 新設日	令和2年9月28日	
(4) 店舗面積の合計	1,745 <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	52台
	駐輪場の収容台数	30台
	荷さばき施設の面積	60 <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
	廃棄物保管施設の容量	30 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>
(6) 施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分～午後9時50分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～午後10時00分
	駐車場の出入口数	出入口、入口、出口 各1箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	・指針必要駐車台数 52台 ≤ 52台				
	従業員駐車場等の整備	・駐車場内19台（別に冬季堆雪用7台）				
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	・平面自走式30台分設置				
	来客車両等の入出庫方法	・屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし。				
	搬入車両等の誘導	・搬入が、一度に集中しないよう計画的に時間帯を設定している。				
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗社員や取引先業者及び搬入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に努めている。</li> <li>・出入口看板、出庫時の一旦停止などで安全と円滑な自動車誘導に努めている。</li> <li>・繁忙期には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図っている。</li> </ul>				
	交通整理員の配置	・繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全及び違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行うよう努めている。				
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として 10cm 以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。</li> <li>・堆積された雪で見通しが悪化した場合は、適切に雪を搬出する。</li> </ul>					
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55 dB	52dB	○	
		2	60 dB	39 dB	○	
		3	60 dB	40 dB	○	
		4	60 dB	40 dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45 dB	35 dB	○	
		2	50 dB	23 dB	○	
		3	50 dB	23 dB	○	
		4	50 dB	34 dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	環境基準値	予測結果	評価
		a1	冷凍機①	50 dB	41 dB	○
	騒音問題の一般的対策		・店舗職員や取引先業者に対して自動車の低速走行などの環境への配慮の指導している。			
	荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な搬入を行い騒音の軽減に配慮している。</li> <li>・搬入業者にアイドリング停止の徹底を指導している。</li> </ul>			
	付帯設備・施設等の対策		・室外機は低騒音型の機種を選び、住宅地から離れた位置に配置するなどし、騒音の軽減に配慮している。			
青少年等の <sup>いしゅう</sup> 蟻集等の対策		・閉店後は駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蟻集による騒音対策を講じている。				
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の除排雪は作業は午後 10 時から午前 6 時前までは行わないこととしている。</li> <li>・生活環境問題を発生させるおそれがある場合は、適切に対応をすることとしている。</li> <li>・住民から苦情が発生した場合は迅速に対応を図ることとしている。</li> </ul>				

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	・ 指針容量 $8.1\text{m}^3 \leq$ 設置容量 $30\text{m}^3$
	保管場所の位置、構造等	・ 廃棄物保管施設は屋外（建物の一帯）に設置し、飛散防止や美観・衛生面に配慮している。
	運搬・処理対策	・ 廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図っている。 ・ 設置容量は、指針による容量を上回っている。
	減量化、リサイクル等	・ 古紙、段ボール、発泡スチロールのリサイクル徹底する。ビン、カン、ペットボトルの分別し、リサイクル資源化に配慮している。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・ 調理用の廃棄ダクトはできる限り住宅に影響がない位置に配置する。生ゴミ庫は冷蔵式として悪臭防止に努めることとしている。
その他の対応方策	・ 生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適正な対応策を講じていく。	
(4) 街並みづくり等への配慮		・ 当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することの無いよう調和を図る。 ・ 「光害」を生じることのないよう照明は駐車場敷地を照らし、営業時間終了後は消灯して周辺への影響を配慮する。
(5) 防災対策への配慮		・ 地方公共団体等から災害時の避難場所として駐車場等の敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供の要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		・ 閉店後は機械警備の動作及び施錠の徹底をして、防犯を図る。
(7) 関係行政機関との協議状況		・ 届出書案一式を提出し、建替えに伴う届出内容を説明。
	公安委員会（警察）	<p>【北海道札幌方面苫小牧警察署交通第一課】</p> <p>① 駐車場には外周柵を設置すること。 → 承知した。</p> <p>② 夜間の駐車場内は夜間は照明を設置すること。駐車場の出入口は営業終了後にチェーンなどで閉鎖すること → 承知した。</p> <p>③ 各出入口に看板を設置し、通学路、学童注意等の注意喚起すること → 承知した。</p> <p>④ オープン時や混雑が予想される際には、交通整理員を配置して、安全確保を図ること。 → 承知した。</p> <p>【北海道警察本部交通部交通規制課】</p> <p>① 店舗の外壁をガラス面にする場合は、突っ込み事故を防止するためバリカ等を設置すること。 → 承知した。</p> <p>② 駐車場内に歩行帯を設置し、歩行者の誘導を的確に行うこと。 → 承知した。</p> <p>③ 駐車場に外周柵を設置すること。 → 承知した。</p> <p>④ 各出入口に「通学路・学童注意」「歩道の手前一旦停止」の看板を設置すること。 → 承知した。</p> <p>⑤ 定期的に駐輪場の見回りを徹底すること。「歩道に自転車を止めないでください」等の看板を設置し自転車が歩行者の妨げにならないよう注意すること。 → 承知した。</p>
	道路管理者	<p>【苫小牧市都市建設部道路維持課】</p> <p>特に問題はない。</p> <p>【室蘭建設管理部苫小牧出張所】</p> <p>既存の切下げを利用するのであれば協議不要</p>
	地元市町村	<p>【苫小牧市産業経済部商業振興課】</p> <p>・ 関係各課と事前協議を行うこと。 → 関係各課に説明する</p> <p>【苫小牧市総合政策部まちづくり推進課】</p> <p>① 周辺に路上駐車などが無いように配慮すること。 → 混雑時は状況を見て、交通整理員を配置する。</p>

		<p>②駐車場法を遵守して、計画を進めること。 →承知した。</p> <p>【苦小牧市市民生活部危機管理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法を遵守して計画を進めること。</li> </ul> <p>→承知した。</p> <p>【苦小牧市市民生活部安全安心生活室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北光小学校及び啓北中学校の通学路に該当する。工事前に、学校に説明に行くこと。</li> </ul> <p>→承知した。</p> <p>【苦小牧市教育委員会教育部学校教育課】</p> <p>①通学路のため、登校及び下校時の大型車両の出入りは控えてほしい。</p> <p>→承知した。</p> <p>②工事着工前に、北光小学校、啓北中学校に工事のスケジュール等について説明を行ってほしい。</p> <p>→承知した。</p> <p>【苦小牧市環境衛生部ゼロごみ推進室ゼロごみ推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・何かあれば後日連絡する。</li> </ul> <p>【苦小牧市環境衛生部環境保全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・何かあれば後日連絡する。</li> </ul>
	その他関係機関	—

4. 市町村、住民等の意見	
(1)市町村の意見	意見無し
(2)住民等の意見	意見無し
5. 道（胆振総合振興局連絡調整会議）の意見案	
意見無し	

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。